

# 規約の一部改正について

(平成29年4月22日定期総会において決議)

## 第5章 加入と脱退 (現行)

(改正案)

第22条 第1項 第2項	第22条 第3項を付け加える 組合の加入時には以下の書類を提出しなければならない。 (1)組合加入申込書兼在籍カード (2)重要事項説明書 (3)本人確認書類(顔写真付き以外の場合は、複数添付)運転免許証・住基カード・健康保険証の写しなど (4)保証人届・その他組合が指定する書類
--------------------	--

## 第8章 会計監査 (現行)

(改正案)

第28条 組合長は執行委員会の同意を得て、会計監査を2名置き、中間1回、総会前1回の監査を実施し総会で報告しなければならない。	第28条 組合長は執行委員会の同意を得て、会計監査を2名置き、総会前1回の監査を実施し総会で報告しなければならない。
--	---

## 第9章 会計 (加入金及び組合費) (現行)

(改正案)

第30条 第1項 新たに組合に加入しようとする者は加入金(5,000円)を納入しなければならない。また、組合員は組合費(3,000円)を前月10日までに納入しなければならない。遅滞による金融機関等の手数料は各組合員が負担しなければならない。	第30条 第1項 新たに組合に加入しようとする者は加入金(5,000円)を納入しなければならない。また、組合員は組合費(3,000円)を当月20日が自動引き落とし日の為、前日までの納入とする。遅滞による金融機関等の手数料は各組合員が負担しなければならない。
--	--

## 書記局就業規定 (退職金) (現行)

(改正案)

第23条 書記局員が退職する時は、建退共の手帳をもって支給する。本人が在職中に死亡した場合は、遺族に支給する。	第23条 書記局員が退職する時は、建退共、または中退共の手帳をもって支給する。本人が死亡した場合は、遺族に支給する。
--	---

※この変更規約は平成29年4月23日から執行する。